

琉球新報 2022年1月24日

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と記されている。生活保護はその憲法にうたわれた権利を具体化して最低基準を保証し、自立を助けてくれる制度である。

しかしながら、今現在においても餓死・孤独死する人たちがいることは、その制度が完全に機能しているとは言えないのではないだろうか。

国の調査では、2015年の貧困線（等価可処分所得いわゆる手取り収入の中央値の半分）は122万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.6%と実に6.4人に1人が貧困という状況になっている。



座波 康範

論壇

これはG7諸国の中ではワースト2位である。にもかかわらず、わが国の保護率（保護利用者数の人口比）は約1.6%にとどまり、ドイツ9.7%、イギリス9.3%と比較してかなり低い。

ではなぜ生活保護を利用しようとしなののか。

生活保護にかかる費用はおよそ3.8兆円であり、全て国民の税金で賄われる。そうなるに自ずと役所の調査・審査が厳格になることは当然である。

加えて生活保護費の不正受給が明るみに出れば、不正受給者のみならずそれを見抜けなかったと役所まで非難され、さらに

最後のセーフティネット

生活保護利用 国民の権利

それは他人に迷惑や世話をかけることを非とする国民性にも一因があるだろうが、それにもまして生活保護申請の煩わしさ、許可が得にくいとの誤解、生活保護を受けることについて世間の目を過敏に気にすることなどが多少なりとも起因しているのではないか。

正当な受給者も世間から冷たい目を向けられることもあるだろう。

しかし、不正受給額の全体に占める割合はわずか約0.4%であり、それがために真に保護を必要としている多くの人たちの障害になってはならない。

資産も扶養してくれる親族も

なく、低賃金で働いても働いても生活が苦しい（ワーキングプア）、病気などで働きたくても働けない人、そのような人たちの最後のセーフティネットが生活保護である。私たち一人一人が支え合える社会を実現していくため、大きな心でこの問題に向き合う必要があるのではないだろうか。

全国青年司法書士協議会では30日に「全国一斉生活保護相談会」を無料で開催する。

沖縄県司法書士青年の会も、那覇市おもしろまちの沖縄県司法書士会館で午前10時から午後4時まで無料相談会を開催し、フリーダイヤル0120(052)088で相談を受け付けるので気軽に相談してもらいたい。